

長野女子短期大学

学 則

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本学は、教育基本法・学校教育法に則り、広い教養と専門的学芸を教授研究し、豊かな人間性と専門的技能を修得させ、個性の伸長をはかり、国家社会の有為な人材を育成することを目的とする。
- 2 食物栄養学科は豊かな人間性と専門性をもつ栄養士の育成を主たる目的とする。
- 3 幼児教育学科は、豊かな人間性と専門性をもつ保育士並びに幼稚園教諭の育成を主たる目的とする。

(名称)

第2条 本学は、長野女子短期大学と称する。

(所在)

第3条 本学は、長野県長野市三輪9丁目11番29号に設置する。

(学科、定員)

第4条 本学に次の学科を置き、定員を次の如く定める。

学科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	50 人	100 人
幼児教育学科	50 人	100 人
合計	100 人	200 人

(修業年限、在学期)

第5条 本学の修業年限は2ヶ年とする。ただし、在学期間は、4ヶ年を超えることはできない。

第2章 学年、学期、休業日

(学年、授業日数)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 1年間の授業日数は35週にわたり210日を原則とする。

(学期)

第7条 学年を、食物栄養学科は2学期、幼児教育学科は4学期に分け、毎学期の授業数及び開始日、終了日は、別に定める。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 創立記念日 1月28日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 前項第4号、5号及び6号の期間については、年度の初めに学長が定める。
 - 3 必要がある場合、学長は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程および履修方法

(授業科目、履修単位数)

第9条 本学の教育課程は、教養に関する教育科目と専門に関する教育科目とし、授業科目と履修単位数は、食物栄養学科は別表Ⅰ-1、Ⅰ-2、幼児教育学科は別表Ⅱ-1のとおりとする。

(在学年数、単位習得数、資格取得、授業方法、単位の計算基準、受講登録)

第10条 学生は2年以上在学し、教養に関する教育科目と専門に関する教育科目の必修科目・選択科目をあわせて食物栄養学科は62単位以上、幼児教育学科は64単位以上修得しなければならない。

ただし教養に関する教育科目は学科ごとに定める数以上を修得しなければならない。

- 2 卒業の要件として学生が修得すべき単位数について登録できる単位数の上限は別に定める。
- 3 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことがある。
- 4 栄養士の資格を得ようとする者は、前条に定められた別表Ⅰ-1、Ⅰ-2の教養・専門に関する教育科目の中から、栄養士法及び栄養士法施行規則に規定された栄養士免許取得のために必要な科目及び単位数を修得しなければならない。
- 5 フードスペシャリストの資格を得ようとする者は、別表Ⅰ-1、Ⅰ-2の専門に関する教育科目の中から、フードスペシャリスト協会指定の科目及び単位数を修得し、認定試験に合格しなければならない。
- 6 健康管理士一般指導員の資格を得ようとする者は、別表Ⅰ-1、Ⅰ-2の教養・専門に関する教育科目の中から、本学該当科目に置き換えた日本成人病予防協会指定の科目及び単位数を修得し、認定試験に合格しなければならない。
- 7 きのみマイスターの資格を得ようとする者は、日本きのみマイスター協会による講座を受講し、認定試験に合格しなければならない。
- 8 保育士の資格を得ようとするものは、前条に定められた別表Ⅱ-1の教養・専門に関する教育科目の中から、児童福祉法施行規則に規定された保育士免許取得のために必要な科目及び単位

数を修得しなければならない。

- 9 幼稚園教諭二種の資格を得ようとするものは、前条に定められた別表Ⅱ-1 の教養・専門に関する教育科目の中から、教育職員免許法施行規則に規定された幼稚園教諭二種免許取得のために必要な科目及び単位数を修得しなければならない。
- 10 学生は学年のはじめにあたって、その年度に履修しようとする科目および単位数を担任教員・教務課を経て学長に届けなければならない。

(単位修得の認定、成績の評価)

第 11 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の試験の成績の評価は、秀・優・良・可・不可をもって表わし、可以上を合格とする。
- 3 病気その他止むを得ない事故のために試験を受けることのできなかった者には、追試験を行うことができる。
- 4 前 2 項の試験を受けるには、その学年のはじめに届け出た科目について授業時間の 3 分の 2 以上を出席していなければならない。

(卒業の認定、学位の授与)

第 12 条 本学を卒業するには、学生は 2 年以上在学し、第 9 条および第 11 条第 1 項の定めるところにより、科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 3 前項の規定により、卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第 4 章 入学、退学、転学、休学、除籍

(入学者)

第 13 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の 1 に該当し、本学が行う入学者選抜試験に合格し、かつ学長が許可した者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者。
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者。
- (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。

(入学の時期)

第 14 条 入学時期は学年のはじめとする。

（入学出願の手続き）

第 15 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料 30,000 円を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類については別に定める。

（入学志願者の選考）

2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学の手続き）

第 16 条 入学を許可された者は、学長の指定する期日までに誓約書、卒業証明書、住民票、および所定の入学料を添えて、学長に提出しなければならない。

（退学、転学）

第 17 条 退学または転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

（休学、復学）

第 18 条 病気その他止むを得ない事情によって 2 ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

4 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（除籍）

第 19 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

（1）第 5 条に定める在学年限を超えた者。

（2）第 18 条に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者。

（3）授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。

（4）長期間にわたり行方不明の者。

（転入学）

第 20 条 本学に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第5章 職員組織、教授会

（教職員組織）

第 21 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 前項の職員のほかに必要に応じて副学長を置くことができる。

（教授会）

第 22 条 本学には、学校教育法第 93 条第 1 項の規定に基づき教授会を置く。

(教授会組織)

第 23 条 教授会は学長、副学長、教授及び准教授をもって組織する。

2 学長が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

(教授会審議事項)

第 24 条 教授会は次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び聴講生に関すること

(2) 学生の課程修了および卒業認定に関すること。

(3) 学位の授与に関すること

(4) 教育課程の編成およびその履修に関すること

(5) 学生の厚生補導に関すること

(6) 学生の懲戒に関すること。

(7) 学則その他重要な規程の制定及び改廃に関すること。

(8) 教員の選考及び昇任に関すること。

2 前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第 1 項第 8 号の審議を行う場合の教授会の構成は、第 23 条の規定にかかわらず、学長、副学長及び教授とする。

第 25 条 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 授業料およびその他の納付金

(入学検定料)

第 26 条 入学検定料は入学願書に添えて納めるものとする。

(入学金、施設設備費)

第 27 条 入学金および 1 年次の施設設備費は入学手続きの際納めるものとする。

(授業料、その他の納付金)

第 28 条 授業料およびその他の納付金の納入方法は前期（4 月）、後期（10 月）の年 2 回に分納する。ただし、在籍中は出席の有無にかかわらず納めるものとする。

第 29 条 授業料およびその他の納付金の額は別表Ⅲに定めるとおりとする。

(退学、休学等の場合の授業料およびその他の納付金)

第 30 条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料およびその他の納付金は徴収し、返還しない。

2 休学・停学期間中の授業料およびその他の納付金は徴収する。

第7章 賞 罰

(表彰)

第31条 学長は性行、学業ともに優秀で他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第32条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

懲戒の種類は訓戒、停学および退学とする。

2 前項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

第8章 公開講座および留学生・科目等履修生

(公開講座)

第33条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

(留学生、科目等履修生)

第34条 外国籍を有する者が本学に入学を志願するときは、選考の上留学生として入学を許可することができる。

また、特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

第9章 雑 則

(厚生、防火管理等)

第35条 厚生管理および防火管理に関しては学長の定めるところによるものとする。

第36条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し、必要な事項は学長が定めるものとする。

付 則

1. この学則は昭和 42 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則は昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。
3. この学則は昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。
4. この学則は昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。
5. この学則は昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。
6. この学則は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。
7. この学則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。
8. この学則は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。
9. この学則は昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。
10. この学則は昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。
11. この学則は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。
12. この学則は昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。
13. この学則は昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。
14. この学則は昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。
15. この学則は平成元年 4 月 1 日より施行する。
16. この学則は平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
17. この学則は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
18. この学則は平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
19. この学則は平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
20. この学則は平成 6 年 4 月 1 日より施行する。
21. この学則は平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
22. この学則は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
23. この学則は平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
24. この学則は平成 10 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 10 年度入学生より適用する。
25. この学則は平成 11 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 11 年度入学生より適用する。
26. この学則は平成 12 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料そ

の他の納付金は、平成 12 年度入学生より適用する。

27. この学則は平成 13 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 13 年度入学生より適用する。

28. この学則は平成 14 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 14 年度入学生より適用する。

29. この学則は平成 15 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 15 年度入学生より適用する。

30. この学則は平成 16 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 16 年度入学生より適用する。

31. この学則は平成 17 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 17 年度入学生より適用する。

32. この学則は平成 18 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 18 年度入学生より適用する。

但し、第 4 条の規定にかかわらず平成 17 年度の入学定員は生活科学科 150 名である。

33. この学則は平成 19 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 19 年度入学生より適用する。

34. この学則は平成 20 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 20 年度入学生より適用する。

35. この学則は平成 21 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 21 年度入学生より適用する。

36. この学則は平成 22 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 22 年度入学生より適用する。

但し、第 4 条の規定にかかわらず平成 21 年度の入学定員は生活科学科 125 名である。

37. この学則は平成 23 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 23 年度入学生より適用する。

なお、平成 23 年度の学生定員については、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	75 人	175 人
食物栄養専攻	45 人	90 人
生活福祉専攻	30 人	60 人
児童福祉専攻	0 人	25 人

38. この学則は平成 24 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 24 年度入学生より適用する。

39. この学則は平成 25 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 25 年度入学生より適用する。

40. この学則は平成 26 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 26 年度入学生より適用する。
41. この学則は平成 27 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 27 年度入学生より適用する。
42. この学則は平成 28 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 28 年度入学生より適用する。
43. この学則は平成 29 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、平成 29 年度入学生より適用する。
44. この学則は平成 30 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、平成 30 年度入学生より適用する。

なお、平成 30 年度の学生定員については、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	75 人	150 人
食物栄養専攻	55 人	100 人
生活福祉専攻	20 人	50 人

45. この学則は平成 31 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、平成 31 年度入学生より適用する。
46. この学則は令和 2 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、令和 2 年度入学生より適用する。
47. この学則は令和 3 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、令和 3 年度入学生より適用する。

なお、令和 3 年度の学生定員については、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	55 人	130 人
食物栄養専攻	55 人	110 人
生活福祉専攻	0 人	20 人

48. この学則は令和 4 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、令和 4 年度入学生より適用する。
49. この学則は令和 5 年 4 月 1 日より改定施行する。
50. この学則は令和 6 年 4 月 1 日より改定施行する。

なお、令和 6 年度の学生定員については、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
食物栄養学科	50 人	105 人
幼児教育学科	50 人	50 人

食物栄養学科教育課程表

別表Ⅰ－1

科目	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
教養に関する教育科目	信濃の風土と文化		2
	生活と音楽	1	
	生活文化論Ⅰ (マナー教育)	1	
	生活文化論Ⅱ (マナー教育)	1	
	暮らしと法律		2
	人間生活論		2
	栄養英語(基礎英語)	2	
	キャリアデザインⅠ(基礎)		2
	キャリアデザインⅡ(展開)		2
	情報処理演習Ⅰ	1	
	情報処理演習Ⅱ	1	
	スポーツと健康Ⅰ	1	
	スポーツと健康Ⅱ	1	
	計	9	10
専門に関する教育科目	公衆衛生学		2
	社会福祉概論	2	
	解剖生理学Ⅰ		2
	解剖生理学Ⅱ		2
	解剖生理学実習	1	
	運動生理学 (スポーツ栄養学を含む)		2
	生化学		2
	生化学実験		1
	食品学総論	2	
	食品学実験	1	
	食品学各論Ⅰ (食品加工学を含む)		2
	食品衛生学		2
	食品衛生学実験		1
	栄養学総論	2	
	栄養学実験・実習		1

科目	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
専門に関する教育科目	臨床栄養学総論		2
	栄養学各論		2
	栄養学各論実習		1
	臨床栄養学各論		2
	臨床栄養学実習		1
	栄養指導論実習Ⅰ		1
	栄養指導論Ⅰ		2
	栄養指導論Ⅱ		2
	栄養指導論実習Ⅱ		1
	公衆栄養学		2
	調理学実習Ⅰ	1	
	調理学実習Ⅱ		1
	調理学	2	
	給食管理		2
	給食管理実習Ⅰ		1
	給食管理実習Ⅱ		1
	給食管理実習Ⅲ		1
	食品学各論Ⅱ		2
	食品の消費と流通		2
	フードスペシャリスト論		2
	フードコーディネータ論		2
	健康管理概論		2
	環境と健康 (統計学を含む)		2
	食生活論	2	
	総合演習		2
	計	12	54
	合 計	21	64

食物栄養学科教育課程表

別表Ⅰ－2

科目 目	授 業 科 目	単位数		履修法	週当授業時間				
		必 修	選 択		1 年		2 年		
					前 期	後 期	前 期	後 期	
教 養 に 関 す る 教 育 科 目	信濃の風土と文化		2	講義	2				
	生 活 と 音 楽	1		演習	2				
	生 活 文 化 論Ⅰ （マナー教育）	1		演習	2				
	生 活 文 化 論Ⅱ （マナー教育）	1		演習		2			
	暮 ら し と 法 律		2	講義	2				
	人 間 生 活 論		2	講義				2	
	栄 養 英 語 （基礎英語）	●2		講義	2				
	キャリアデザインⅠ （基礎）		2	講義		2			
	キャリアデザインⅡ （展開）		2	講義			2		
	情報処理演習Ⅰ	1		演習	2				
	情報処理演習Ⅱ	1		演習		2			
	スポーツと健康Ⅰ	●1		実技	2				
	スポーツと健康Ⅱ	●1		実技		2			
	計	9	10	—	14	8	2	2	
専 門 に 関 す る 教 育 科 目	公 衆 衛 生 学		●2	講義			2		
	社 会 福 祉 概 論	●2		講義	2				
	解 剖 生 理 学Ⅰ		●2	講義	2				
	解 剖 生 理 学Ⅱ		●2	講義		2			
	解剖生理学実習		●1	実習		3			
	運 動 生 理 学 （スポーツ栄養学を含む）		●2	講義			2		
	生 化 学		●2	講義				2	
	生 化 学 実 験		●1	実験				3	
	食 品 学 総 論	●2		講義	2				
	食 品 学 実 験	●1		実験	3				
	食 品 学 各 論Ⅰ （食品加工学を含む）		●2	講義	2				
	食 品 衛 生 学		●2	講義			2		
	食品衛生学実験		●1	実験			3		
	栄 養 学 総 論	●2		講義	2				
	栄養学実験・実習		●1	実験		3			
	専 門 に 関 す る 教 育 科 目	臨 床 栄 養 学 総 論		●2	講義		2		
		栄 養 学 各 論		●2	講義			2	
		栄養学各論実習		●1	実習			3	
		臨床栄養学各論		●2	講義			2	
臨床栄養学実習			●1	実習				3	
栄養指導論実習Ⅰ			●1	実習	3				
栄 養 指 導 論Ⅰ			●2	講義		2			
栄 養 指 導 論Ⅱ			●2	講義			2		
栄養指導論実習Ⅱ			●1	実習				3	
公 衆 栄 養 学			●2	講義				2	
調 理 学 実 習Ⅰ		●1		実習	3				
調 理 学 実 習Ⅱ			●1	実習		3			
調 理 学		●2		講義		2			
給 食 管 理			●2	講義		2			
給食管理実習Ⅰ			●1	実習			3		
給食管理実習Ⅱ			●1	実習			○		
給食管理実習Ⅲ			●1	実習				3	
食 品 学 各 論Ⅱ			2	講義				2	
食品の消費と流通			2	講義				2	
フードスペシャリスト論			2	講義				2	
フードコーディネート論		2	講義				2		
健 康 管 理 概 論		2	講義			2			
環 境 と 健 康 （統計学を含む）		2	講義				2		
食 生 活 論	2		講義		2				
総 合 演 習		●2	演習			2	2		
計	12	54	—	19	21	25	28		
合 計		21	64	—	33	29	27	30	

●印 栄養士資格取得者必修科目

●印 栄養士資格取得者必修科目

2024年度入学者

教 育 課 程

(幼児教育学科)

別表Ⅱ-1

科目 区分	授業科目	配当年次	単位数			授業形態			幼(2種)・保 の免許、資格 を取得する場合		備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	幼2種	保育士	
基本 教育 科目	情報処理演習Ⅰ	1①	1				○		○	○	
	情報処理演習Ⅱ	1②	1				○		○	○	
	日本語表現Ⅰ(文章)	1①	1				○			○	
	日本語表現Ⅱ(口頭)	1②	1				○			○	
	英語表現Ⅰ(基礎)	1①	1				○		○	○	
	英語表現Ⅱ(応用)	1②	1				○		○	○	
	キャリアデザインⅠ	1①	1				○			○	
	キャリアデザインⅡ	2③	1				○			○	
	育児と介護	2②④		1		○					
	地域と文化	2②④		1		○					
	経済と政策	2②④		1		○					
	自然と環境	2②④		1		○					
	健康と運動Ⅰ	2③		1			○		○		
	健康と運動Ⅱ	2④		1			○		○		
	日本国憲法	2①		2		○			○		
	小計(15科目)	—	8	8		—			—		
専門 教育 科目	専門基礎科目										
	教育原理	1①	2			○			○	○	
	保育原理	1①	2			○				○	
	保育者論	1①	2			○			○	○	
	保育内容総論	1②	1				○		○	○	
	小計(4科目)	—	7	0		—			—		
	専門基幹科目										
	幼児と健康	1②		1			○		○		
	幼児と人間関係	1②		1			○		○		
	幼児と環境	1②		1			○		○		
	幼児と言葉	1②		1			○		○		
	幼児と表現(音楽表現)	1③		1			○		○		
	幼児と表現(造形表現)	1③		1			○		○		
	教育心理学	1④		2		○					
	保育の心理学	1③		2		○				○	
	特別支援教育・保育論Ⅰ	1④		1			○		○	○	
	保育・教育課程論	1②		2		○			○	○	
	幼児理解	1③		1		○			○	○	
	社会的養護Ⅰ	2①		2		○				○	
	乳児保育Ⅰ	1④		2		○				○	
	小計(13科目)	—	0	18		—			—		
	専門展開科目										
	保育内容指導法(健康)	1③		1			○		○		
	保育内容指導法(人間関係)	1③		1			○		○		
	保育内容指導法(環境)	1③		1			○		○		
	保育内容指導法(言葉)	1③		1			○		○		
	保育内容指導法(音楽表現)	1④		1			○		○		
	保育内容指導法(造形表現)	1④		1			○		○		
	教育制度論	2①		1		○			○		
	特別支援教育・保育論Ⅱ	2②		1			○			○	
	教育方法論	2②		1		○			○		
	教育相談	1④		2		○			○		
	子ども家庭福祉	1③		2		○				○	

科目 区分		授業科目	配当年次	単位数			授業形態			幼(2種)・保 の免許、資格 を取得する場合		備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	幼2種	保育士		
専門教育科目	専門展開科目	社会福祉	1④		2		○				○		
		子ども家庭支援論	2①		2		○				○		
		社会的養護Ⅱ	2②		1			○			○		
		子ども家庭支援の心理学	1④		2		○				○		
		子どもの理解と援助	2②		1			○			○		
		子どもの保健	2①		2		○				○		
		子どもの食と栄養	2①		2			○			○		
		乳児保育Ⅱ	2②		1			○			○		
		子どもの健康と安全	2③		1			○			○		
		子育て支援	2③		1			○			○		
		幼児と運動	2③		1			○					
		幼児と音楽	2③		1				○				
		幼児と造形	2④		1				○				
		幼児と安全	2④		1				○				
		小計(25科目)	—	0	32		—			—			
	専門関連科目	心理アセスメント基礎	2③		1			○					
		心理学的支援法基礎	2③		1			○					
		人間関係構築力基礎	2④		1			○					
		小計(3科目)	—	0	3		—			—			
	専門実習科目	教育実習指導	2①		1				○		○		
		教育実習	2②		4					○	○		
		保育実習Ⅰ	2③		4					○		○	
		保育実習Ⅱ	2④		2					○			
		保育実習Ⅲ	2④		2					○			
		保育実習指導Ⅰ	2②		2				○			○	
		保育実習指導Ⅱ	2③		1				○				
		保育実習指導Ⅲ	2③		1				○				
		保育・教職実践演習(幼稚園)	2④	2					○		○	○	
		小計(9科目)	—	2	17		—			—			
	合計(69科目)			—	17	78		—			—		
	学位又は称号		短期大学士(教育学)		学位又は学科の分野				教育学・保育学関係				
卒業要件及び履修方法								授業期間等					
本学に2年以上在籍し、基本教育科目12単位以上(必修科目8単位及び選択科目4単位以上)、専門教育科目52単位以上(必修科目9単位及び選択科目43単位以上)を修得し、合計64単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限:42単位(年間))								1学年の学期区分		4期			
								1学期の授業期間		7.5週			
								1時限の授業時間		90分			

別表Ⅲ

	金 額（円）	備 考
入 学 金	200,000	入 学 手 続 時
授 業 料	560,000	年 間
実 験 実 習 費	100,000	年 間
施 設 設 備 費	280,000	入学手続時（1 年次）
施 設 設 備 費	280,000	年 間（2 年次）

長野短期大学履修規程（案）

令和 6 年 3 月 31 日制定

（目 的）

第 1 条 長野短期大学（以下「本学」という）における学生の卒業要件、授業科目の履修登録、履修方法、試験、成績及び単位認定については、本学学則第 3 章に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（卒業要件）

第 2 条 授業科目を履修し卒業要件を満たすためには、学則第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定により、本学に 2 年以上在学し、学則別表 I に定める各学科の科目区分ごとに必要とされる単位数を充足したうえで（編入学生は学則 20 条第 2 項により）、合計 62or64 単位以上を修得しなければならない。

（履修登録）

第 3 条 学生はその年度の始めに、履修する科目を所定の履修登録期間内に登録しなければならない。

- 2 履修登録をしていない科目については、単位の修得ができない。
- 3 同一名称の科目を重複して履修登録することはできない。
- 4 既に合格又は単位を認定した授業科目を再度履修することはできない。
- 5 同時限に重複して科目を履修することはできない。

（年次別・学期別履修）

第 4 条 授業科目が年次別又は学期別に配当されている場合は、当該年次又は当該学期にならなければその科目を履修することができない。

（他学科の履修）

第 5 条 学生は所属学科以外で開講されている学則別表 I、II に記載の他学科の科目を学則の範囲内で選択科目として履修することができる。ただし、他学科のクラス指定科目、人数制限のある科目については、履修が認められないことがある。

- 2 前項の選択科目は、食物栄養学科については 12 単位以内、また幼児教育学科については 12 単位以内を卒業要件単位数に含めることができる。

（標準単位数について）

第 6 条 年間の標準単位数は、43 単位とする。

（履修登録者数の基準）

第 7 条 各授業科目について履修登録者数の基準を設ける。

- 2 講義科目は 25～50 名を標準とする。100 名を超えた場合は分級することができる。
- 3 演習、実技及び実習科目（各養成課程履修規程参照）は、25 名を標準とする。
- 4 ゼミナールは、8～15 名を標準とする。なお、基準数を超え場合は、担当教員に委ねる。
- 5 履修登録希望者が標準数を超過し場合には、履修者の選抜を行うことがある。選抜基準は上級年次生を優先し、各養成課程及び教職課程に関係する科目については各課程登録学生を優先する。

（授業科目の開講取消の措置）

第 8 条 履修登録者が 3 名以下の授業科目は、その学期の開講を取り消すことがある。ただし、専任教員担当科目は除く。

- 2 取り消された科目は、翌年に履修者がいる場合は、開講する。

（履修登録後の変更、追加及び取消）

第 9 条 履修登録締め切り後の登録の変更、追加又は取消はできない。ただし、正当な理由があり教務委員会が認めた場合には、所定の手続きをとることにより、登録の変更、追加又は取消を行うことができる。

（再履修）

第 10 条 履修科目の成績評価が合格点に達しなかった者は、再履修しない限りその履修科目の単位を修得することはできない。

- 2 再履修する授業科目については、履修登録期間に受講登録の希望の旨を教育支援部に申し出、手続きをしなければならない。

（定期試験）

第 11 条 定期試験は各学期の大学が定めた日程で行うものとする。なお、通年科目についても同様に行う。

- 2 定期試験は次の要件をすべて満たす者が受験資格を持つ。
 - (1) 受験科目の履修登録を完了していること。
 - (2) 原則として授業回数の 3 分の 2 以上出席していること。
 - (3) 当該学期までの学納金を納入していること。
 - (4) 試験当日、学生証及び特に指定されたものを所持していること。
- 3 試験は 60 分または 90 分で行う。
- 4 遅刻の限度は、試験開始から 15 分までとし、この時間以降は受験することはできない。
- 5 受験者は原則、途中退出はできない。退出した場合は、原則として再入室することはできない。
- 6 試験中に不正行為が行われた場合には、当該受験科目を不合格とする。また、教授会の決定により、当該期のすべての履修科目の単位修得を認めないことがある。

（追試験）

試験の対象理由	証明書類の例
傷病	医師による診断書もしくは治癒証明書、または医療機関の領収書等（定期試験実施日時に受験できない理由がわかるもの）
交通機関の遅延	交通機関の発行する遅延証明書等
忌引き（同居人または3親等以内の親族）	会葬礼状、葬儀案内等
自然災害・火災等	災害を被ったことを証明する書類 （公的書類または保証人等の状況説明書等）
免許・資格に関わる実習等	試験当日が実習中であることを示す証明書またはガイダンス等参加証明書
就職活動等	就職試験受験等を証明する書類
単位互換協定に基づく派遣先大学での試験実施	派遣先大学の試験日程を明らかにする書類
その他（教務委員長が特に認めた場合）	定期試験日時に受験できない理由が存することを証明する書類

第12条 前条第2項に定める要件を満たす者が下表左欄に掲げる理由で受験できなかった場合には、所定の手続を経たうえで追試験を申請することができる。申請の際には定期試験の実施日時に受験できない理由が存することを証明する書類（下表右欄を参照）を提出しなければならない。提出された内容について、本学がやむを得ないと判断した場合に限り、所定の手続を経たうえで受験することができる。追試験の評価は100点満点とする。

2 追試験受験料は、1科目につき1,000円とする。ただし、免許・資格取得に係る実習及び単位互換協定に基づく単位認定試験を理由とする追試験受験の場合には、受験料を免除する。

（再試験）

第13条 定期試験の受験科目で不合格となった科目については、再試験申請に基づき、教務委員長が認めた場合に当該科目について再試験（レポートを含む）を実施する。再試験の評価は60点以下（可）とする。

2 再試験受験料は、1科目につき1,000円とする。

3 再試験は以下の各事項のいずれかの要件に該当することとなった者に実施する。

（1）各学期の再試験

ア 各学期の必修科目で不合格となった者。

イ 各学期の教職課程及び保育士養成課程科目のうち、教育実習及び保育実習を実施するうえで修得しておかなければならない科目で不合格となった者。

ウ 各学期の教職課程及び保育士養成課程の必修科目で不合格となった者。

エ 教員免許取得及び保育士資格取得のため選択必修科目の不合格の者で、2年次後期に2年次の当該科目の不足単位数の科目についてのみ再試験を受ける者。

（成績評価の基準）

第14条 学則第11条2項に規定する成績評価は、次表に定める基準によるものとする。可以上を合格とする。

素点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0	定期試験 未受験
成績通知表	秀	優	良	可	不可	不可
成績証明書(和文)	秀	優	良	可	記載せず	記載せず
成績証明書(英文)	S	A	B	C	記載せず	記載せず
合 否	合 格				不合格	

2 合格した科目の単位を取り消すことはできない。

3 再試験による成績評価は60点以下で行う。

4 成績の内容に質問がある場合には、成績通知書交付開始日から7日以内に教育支援部に申し出て所定の手続きをとることとする。この期間中に申し出がない場合には、成績を了承したものとする。

（成績指標の算出方法：GPA）

第15条 成績指標は以下の計算式により算出する。

$$GPA = \frac{\text{秀の総単位数} \times 4 + \text{優の総単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{履修科目の総単位数}} \times 100$$

（編入学生の履修と既修得単位の認定）

第16条 編入学生の履修は、編入学した年次の履修の要領によるものとする。

- 2 編入学前に在籍した大学もしくは短期大学又はこれらと同等の学校で修得した単位については、希望する学科の科目の内容と類似性が認められ、かつ学科開講科目の単位数を満たしている場合に、教務委員長が認定し、教授会の議を経て単位を決定することができる。
- 3 単位認定された科目の成績評価は「認定」とする。
- 4 単位の認定を希望する者は、教育支援部にて所定の手続きをとらなければならない。

(単位互換協定を結ぶ他大学等における修得単位の認定)

- 第 17 条 本学と単位互換協定を結ぶ他大学等で修得した単位については、本学の単位として認定することができる。
- 2 単位認定の対象となる科目及び認定分野等は、教授会の議を経て決定する。
 - 3 単位認定された科目の成績評価は「認定」とする。
 - 4 単位を希望する者は、教育支援部にて所定の手続きをとらなければならない。

(改 廃)

- 第 18 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度入学者から適用する。